

生活福祉資金貸付制度のさらなる抜本的改革等を求める決議

- 1 社会問題として深刻化する多重債務問題の解決のため、平成18年12月、貸金業法等が大改正され、平成22年6月18日には、上限金利引き下げや総量規制を含む内容で完全施行された。一方、改正法成立直後、内閣に設置された多重債務者対策本部は、平成19年4月20日、「多重債務問題改善プログラム」を策定し、いわば「借り手対策」として、「国・自治体及び関係団体が一体となって実行」するものとして、4本の柱の打ち出し、その中に、

2. 借りられなくなった人に対する顔の見えるセーフティネット貸付けの提供が掲げられた。

これは、「現に多重債務状態に陥っている者に対して、債務整理や生活再建のための相談（カウンセリング）を行い、その上で、あくまで解決手段の一方法として、セーフティネット貸付けを提供する」（同プログラム「基本的な考え方」）とし、『顔の見える融資』（相談者との顔の見える関係を構築することによって、相談者のリスクを下げる地道な努力としての、丁寧な事情聴取、具体的な解決方法の相談、事後のモニタリングを前提として、返済能力が見込まれ、多重債務問題の解決に資する場合に限って、低利の貸付けを行うこと）を行う・・・」（同プログラム3-(2)）という取組を実現しようとするものであった。

このような債務整理や生活再建のための手段として、貸付と一体となった丁寧な相談や事後のモニタリングを行うという「顔の見える融資」モデルは、多重債務者はもとより、生活苦に陥っている人々の生活を再建する上で不可欠なものである。

- 2 これを受けて平成21年10月より、社会福祉協議会の生活福祉資金貸付が、その借入条件や貸出原資等に関し、大幅改善されたが、貸付と一体となった相談業務、「顔の見える」関係の構築の点で極めて不十分で、上記モデルにはほど遠いものである。現状は、丁寧な相談や事後のモニタリングのないところでは、貸しっぱなしによる貸倒れや、最初から多重債務者は対象外等という本末転倒した貸付拒否の事態が広汎に生じている。

上記モデルは、現在一部の自治体や生活協同組合において辛うじて実現されているに過ぎず、全国的な広がりは見られない。

- 3 そこで、生活福祉資金貸付に関し、これを多重債務者はもとより、生活苦に陥っている人々の生活の再建に資するべく、政府の多重債務者対策本部、とりわけ厚生労働省に対し、

- ① 貸付と一体となった丁寧な相談や事後のモニタリングを行う機関として、地域の多重債務者をはじめ生活苦に陥っている人々への伴走的な支援を行っているクレサラ被害者の会や生活協同組合などの民間団体に委託し、まずそのモデル事業を開始すること、

- ② 上記モデル事業者と実際に貸付を行う社会福祉協議会との密接な連携はもとより、本制度のねらいが生活の再建にあることに鑑みて、自治体の福祉部門との連携も図ることのできるよう制度設計すること、

また、政府の多重債務者対策本部、とりわけ金融庁・消費者庁に対し、既に「顔の見える融資」モデルを実施している自治体や生活協同組合に対しては、独自の予算・資金には限界があることから、国として責任をもった具体的な財源措置をとること、を求めるものである。

平成23年11月27日

第31回 全国クレサラ・ヤミ金被害者交流集会in愛媛 参加者一同